

企画競争に関する公告（国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運営業務）

国立大学法人琉球大学において、下記のとおり企画競争について公募します。

記

1 募集する業務の内容

国立大学法人琉球大学上原地区に、本学が定める公募要領に基づき、自動販売機を設置、運営する業務

2 選定方法等

提出された企画提案書について、公募要領及び審査基準等に基づき、琉球大学上原地区自動販売機設置運営事業企画競争選定委員会において審査を行い、提案内容を総合的に判断した上で選定する。

3 企画提案書の提出

提出期限：平成31年4月22日（月）17：00（必着）

提出場所：下記5に示す場所

4 その他

詳細は公募要領のとおり

5 提出場所及び問い合わせ先

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地

国立大学法人琉球大学医学部経営管理課資産管理係

TEL：098-895-1061

FAX：098-895-1091

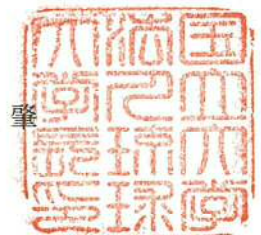
E-mail：ikksisan@to.jim.u-ryukyu.ac.jp （平成31年3月31日（日）まで）

E-mail：ikksisan@acs.u-ryukyu.ac.jp （平成31年4月1日（月）から）

以上公告する。

平成31年3月26日

国立大学法人
琉球大学長 大城 肇



国立大学法人琉球大学
上原地区自動販売機設置運営業務
公募要領

平成31年3月

国立大学法人琉球大学

＝ 目次 ＝

1	事業名及び事業の内容	1
2	応募資格	1
3	企画提案書の提出について	1
4	説明会の開催及び質問の受付について	2
5	設置運営事業者の選定方法・選定結果の通知について	3
6	選定後の手続きについて	3
7	スケジュール	3
8	その他	3

- 別添：1 設置場所地図
2 国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運営業務に係る条件等
3 国立大学法人琉球大学会計実施規程

- 様式：1 誓約書
2 企画提案書
3 説明会参加申込書
4 公募に関する質問書
5 応募辞退届

1. 事業名及び事業の内容

事業名：国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務

内 容：上原地区内の指定する場所に、清涼飲料水、マスク、入院用品等自動販売機を設置・運営し、学生、教職員等の福利厚生及び患者、来学者へのサービスの充実等を図る。

2. 応募資格

応募資格は、下記の条件を全て満たしている法人又は個人（複数の法人又は個人が共同して応募する場合は代表事業者）とする。

- ・国立大学法人琉球大会計実施規程第14条第1項に該当しない者であること。
- ・本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ・学生及び教職員に限らず、患者、来学者、関連業者など様々な利用者の嗜好や苦情等の対応に精通している必要があるため、過去5年間に公的機関等において自動販売機の設置・運営の実績を有する者であること。
- ・次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者。
 - ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。
 - ⑤ 国税、県税及び市町村税の滞納がある者。

3. 企画提案書の提出について

(1) 提出場所（連絡先）

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原207番地

国立大学法人琉球大学医学部経営管理課資産管理係

TEL：098-895-1061

FAX：098-895-1091

E-mail：ikksisan@to.jim.u-ryukyu.ac.jp （平成31年3月31日まで）

E-mail：ikksisan@acs.u-ryukyu.ac.jp （平成31年4月1日から）

(2) 提出期限

平成31年4月22日（月）17：00（必着）

(3) 提出方法

- ①用紙サイズはA4縦版、横書きとする。
- ②下記に掲げる提出書類を郵送又は持参により提出すること。
- ③企画提案書は、日本語及び日本国通貨の単位により記載すること。
- ④「国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運営に係る条件等」における各条件の充足状況が判断できる構成及び内容とすること。

(4) 提出書類

- ①誓約書（様式1） 1部
- ②企画提案書（様式2 別紙様式1） 6部
- ③会社概要（パンフレットやウェブサイトの印刷物等、既存のもので可） 6部
- ④財務諸表（直近のもの） 6部
- ⑤国税、県税及び市町村税に係る納税証明書（発行から3ヶ月以内）
原本1部、写し5部
- ⑥公的機関等との契約実績を証明できる書類（契約書写し等）
- ⑦その他提案に際し、必要と思われる資料等（提出する場合6部）

(5) その他

- ・提出書類については、提出後の追加及び変更は認めない。
- ・提出書類に記載された事項は、事業者選定以外には利用しない。
- ・提出書類については、返却しない。
- ・当該企画提案書の提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・提出書類の内容について、確認又は問い合わせを行う場合がある。
- ・書類提出後、提出期限まで応募を辞退する場合、応募辞退届（様式5）を郵送又は持参により提出すること。

4. 説明会の開催及び質問の受付について

(1) 説明会

日時：平成31年4月3日（水）15：00

場所：管理棟3階 大会議室

参加申し込み：「説明会参加申込書」（様式3）に必要事項を記入の上、持参、郵送（送付先は前頁参照）、FAX 又は E-mail により3.（1）あてご提出ください。

申込締め切り：平成31年4月1日（月）17：00まで

※「説明会参加申込書」を持参する場合は、土・日・祝祭日を除く9：00～17：00に持参してください。

※参加人数は、事業者毎に2名までとさせていただきます。

※説明会の内容は、本公募要領の概要説明と質疑応答です。

※説明会への参加は必須ではありません。

※説明会当日、名刺等（応募申請者の構成員であることを証するもの）を持参してください。

(2) 募集内容に関する質問の受付

受付期間：平成31年4月3日（水）～4月12日（金）

質問方法：「公募に関する質問書」（様式4）により、持参、郵送（送付先は前頁参照）、FAX または E-mail により3.（1）あてご提出ください。

なお、口頭による質問は受け付けません。

回答方法：受け付けた質問については、早急にとりまとめ、応募者全員に郵送、FAX 又はメールで回答します。

5. 設置運営事業者の選定方法・選定結果の通知について

(1) 設置運営事業者の選定方法

本学が設置する「上原地区自動販売機設置運営事業企画競争選定委員会」において審査を行い、設置運営事業者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、選定終了後、速やかに企画提案者全員に通知する。

6. 選定後の手続きについて

(1) 本学と選定された設置運営事業者との間で、本実施事業に係る契約を締結する。

(2) 選定事業者の取消について

次に該当する場合、設置運営事業者の選定を取り消す。この場合、直近下位の者と契約条件の調整を行うものとする。

①虚偽の内容が記載された企画提案であることが判明したとき

②内定から事業開始までの間に、設置運営事業者の企画提案した事業が確実に履行できないと本学が判断したとき

③著しく社会的信用を損なう行為により、設置運営事業者として相応しくないと本学が判断したとき

④応募資格に違反していることが判明したとき

7. スケジュール

(1) 公募要領配布：平成31年3月26日（火）～平成31年4月12日（金）

(2) 公募要領説明会：平成31年4月3日（水）15：00

(3) 募集内容に関する質問受付：平成31年4月3日（水）～4月12日（金）

(4) 企画提案書提出期限：平成31年4月22日（月）17：00（必着）

(5) 審査：平成31年4月23日（火）～5月上旬

(6) 選定結果の通知：平成31年5月上旬

(7) 契約締結：平成31年5月13日（月）～

(8) 事業開始：平成31年7月1日（月）

8. その他

企画提案書の作成、契約後の事業実施に当たっては、「国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運営業務に係る条件等」を熟読・理解のうえ、遵守すること。

様式1

誓 約 書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

住所

事業者名

代表者氏名

印

国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務公募への参加にあたり、下記の事項について、相違ない事を誓約します。

記

1. 国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務公募要領「2. 応募資格」に定める参加要件を満たしています。
2. 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
3. 自動販売機設置運営事業者に選定された場合は、企画提案書に記載した内容を誠実に実行します。
4. 本事業に係る貴学との協議にあたっては、誠実に対応し、円滑な事業の遂行に努めます。
5. 自動販売機設置運営事業者に決定した場合、琉球大学ホームページに運営事業者名を掲載することに同意します。

企 画 提 案 書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

住所
事業者名
代表者氏名 印

担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

平成 年 月 日付け公告のあった「国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務」に係る公募について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

(経営管理課資産管理係 宛)

説 明 会 参 加 申 込 書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

住所
 事業者名
 代表者氏名 印

担当者氏名
 TEL
 FAX
 E-mail

国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務公募説明会について、下記の者の参加を申し込みます。

説明会参加者1

所 属	
氏 名	
TEL	
E-mail	

説明会参加者2

所 属	
氏 名	
TEL	
E-mail	

(経営管理課資産管理係 宛)

公募に関する質問書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

住所
 事業者名
 代表者氏名 印

担当者氏名
 TEL
 FAX
 E-mail

国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務公募に関し、下記のとおり質問します。

項 目	
質問要旨	

項 目	
質問要旨	

応 募 辞 退 届

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

住所

事業者名

代表者氏名

印

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

平成31年 月 日に応募した「国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運営業務」について、下記の理由によりこれを辞退します。

記

○ 辞退する理由

企画提案書

別紙様式1

国立大学法人
琉球大学長 殿

企画提案者名

提案項目		提案項目に対する企画提案内容
1 設置・運営に関する事項		
1-1	所定の場所への設置について	可・不可
1-2	所定の台数の設置について	可・不可
1-3	ユニバーサルデザイン機種について	可・不可
1-4	電子マネー対応機種について	可・不可
1-5	省エネ法対応について	可・不可
1-6	自動販売機の転倒防止、防犯対策について	
1-7	指定する場所の空き缶処理等の対応について	
1-8	自販機本体及び周辺清掃の取り組みについて	
2 販売商品等に関する事項		
2-1	取扱メーカーについて	
2-2	提供する品目について	
2-3	販売商品の補充体制について	
2-4	品切れ時の対応について	
2-5	販売商品の変更要望に対する取り組み	
2-6	賞味期限切れ等、商品の安全性対策について	
3 経費負担に関する事項		
3-1	販売手数料について	%
3-2	設置場所貸付料の納付について	可・不可
3-3	毎月の光熱水費負担について	可・不可
3-4	事業開始・満了時の費用（電気工事費・撤去費等）の負担について	可・不可
3-5	自販機に起因する事故発生時の対応について	
4 販売価格に関する事項		
4-1	市場価格以下で販売することについて	可・不可
4-2	販売価格について	
5 その他		
5-1	苦情対応及び発生時の対処について	
5-2	非常時における商品の無償提供への対応について	
5-3	機械の維持管理及び故障時の対応について	
5-4	自販機設置場所の移動、撤去要望時の対応について	
5-5	特記すべき独自の企画、提案内容等について	

- ・記載内容に応じ、適宜行の高さ調節を行ってください。
- ・必要に応じ、補足資料を別途作成しても差し支えありません。ただし、作成した資料には項目番号を必ず明記してください。

企画提案書

国立大学法人
琉球大学長 殿

【記載に関する説明】

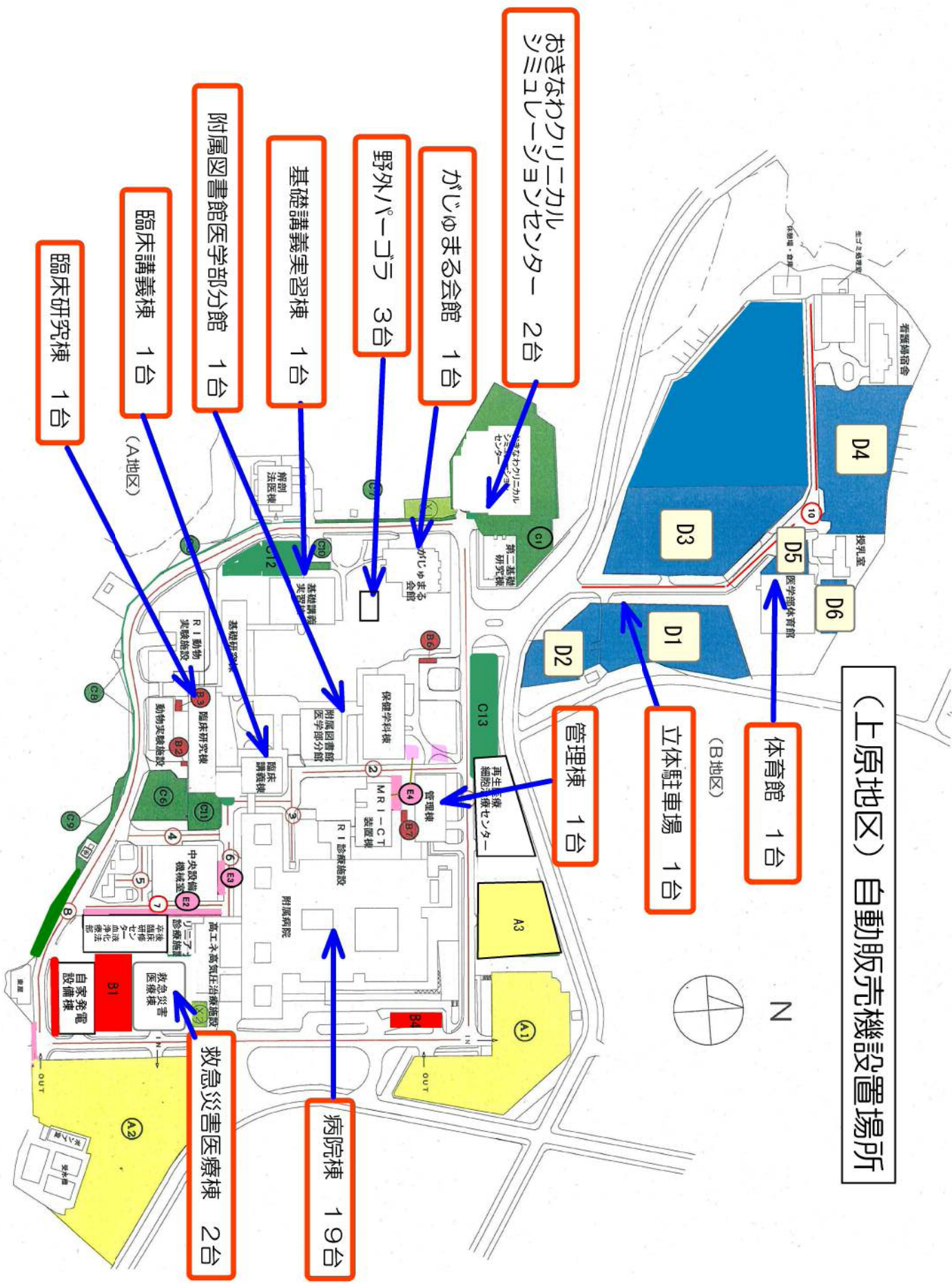
企画提案者名

提案項目		提案項目に対する企画提案内容
1 設置・運営に関する事項		
1-1	所定の場所への設置について	可・不可（不可の場合は無効とする）
1-2	所定の台数の設置について	可・不可（不可の場合は無効とする）
1-3	ユニバーサルデザイン機種について	可・不可（不可の場合は無効とする）
1-4	電子マネー対応機種について	可・不可（不可の場合は無効とする）
1-5	省エネ法対応について	可・不可（不可の場合は無効とする）
1-3	自動販売機の転倒防止、防犯対策について	転倒防止や防犯対策について具体的に記入
1-4	指定する場所の空き缶処理等の対応について	指定する場所の空き缶等の処理方法、分別回収容器の概要・数量等について具体的に記入
1-5	自販機本体及び周辺清掃の取り組みについて	自販機本体及び周辺環境の清掃について、エリアの明示等具体的に記入
2 販売商品等に関する事項		
2-1	取扱メーカーについて	取扱可能なメーカー名を具体的に記入
2-2	提供する品目について	提供する品目等を「飲料、マスク、入院用品」別に具体的に記入
2-3	販売商品の補充体制について	販売商品の補充体制について、頻度等を具体的に記入
2-4	品切れ時の対応について	品切れの把握方法、品切れの際の対応について具体的に記入
2-5	販売商品の変更要望に対する取り組み	販売商品変更の要望に対する対応について具体的に記入
2-6	賞味期限切れ等、商品の安全性対策について	賞味期限切れの商品を販売しないなどの安全性に対する取り組みについて具体的に記入
3 経費負担に関する事項		
3-1	販売手数料について	売上金の何%かを記入
3-2	設置貸付料の納付について	可・不可（不可の場合は無効とする）
3-3	毎月の光熱水費負担について	可・不可（不可の場合は無効とする）
3-4	事業開始・満了時の費用（電気工事費・撤去費等）の負担について	可・不可（不可の場合は無効とする）
3-5	自販機に起因する事故発生時の対応について	事故発生時の対応について具体的に記入
4 販売価格に関する事項		
4-1	市場価格以下で販売することについて	可・不可
4-2	販売価格について	提供品目毎に市場価格及び販売価格を記入
5 その他		
5-1	苦情対応及び発生時の対処について	苦情対応と発生時の対処について具体的に記入
5-2	非常時における商品の無償提供への対応について	非常時における商品の無償提供への対応について条件・提供方法等を具体的に記入
5-3	機械の維持管理及び故障時の対応について	維持管理の方法、巡回頻度、故障時の復旧対応について具体的に記入について具体的に記入
5-4	自販機設置場所の移動、撤去要望時の対応について	設置場所の移動、撤去の要望があった場合の対応について具体的に記入
5-5	特記すべき独自の企画、提案内容等について	上記提案項目以外に特記すべき独自の企画・提案内容等を具体的に記入

・記載内容に応じ、適宜行の高さ調節を行ってください。

・必要に応じ、補足資料を別途作成しても差し支えありません。ただし、作成した資料には項目番号を必ず明記してください。

(上原地区) 自動販売機設置場所



国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務に係る条件等

1. 設置場所の概要

住所：沖縄県中頭郡西原町字上原207番地

所在施設：上原地区敷地内

利用目的：学生及び教職員の福利厚生、患者・来学者サービス

設置場所及び台数： 下表及び図面参照

所属	No.	設置棟等	階数	場 所	自販機 タイプ	災害 対応
病院	1	病院棟	4	手術部4階給湯室	飲料	
病院	2	病院棟	2	守衛室前	マスク	
病院	3	病院棟	2	守衛室前	マスク	
病院	4	病院棟	2	正面玄関ホール	マスク	
病院	5	病院棟	2	正面玄関ホール	マスク	
病院	6	病院棟	1	耳鼻咽喉科外来前	マスク	
病院	7	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	8	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	9	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	10	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	○
病院	11	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	12	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	○
病院	13	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	○
病院	14	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	15	病院棟	2	守衛室前	飲料	○
病院	16	病院棟	2	守衛室前	飲料	
病院	17	病院棟	2	守衛室前	入院用品	
病院	18	病院棟	1	南側出入口（業者搬入口）	飲料	
病院	19	病院棟	1	理学療法室近くの廊下	飲料	○
病院	20	救急災害医療棟	1	災害医療棟入口	マスク	
病院	21	救急災害医療棟	屋外	建物外壁沿	飲料	
病院	22	おきなわクリニックコミュニケーションセンター	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	23	おきなわクリニックコミュニケーションセンター	屋外	建物外壁沿	飲料	
医学部	24	がじゅまる会館	1	がじゅまる会館入口	飲料	
医学部	25	医学部	屋外	野外パーゴラ	飲料	
医学部	26	医学部	屋外	野外パーゴラ	飲料	○
医学部	27	医学部	屋外	野外パーゴラ	飲料	
医学部	28	管理棟	1	玄関ホール	飲料	
医学部	29	臨床研究棟	1	風除室	飲料	
医学部	30	臨床講義棟	1	階段室	飲料	
医学部	31	基礎講義実習棟	1	玄関ホール	飲料	
医学部	32	立体駐車場	屋外	建物外壁沿	飲料	○
医学部	33	体育館	屋外	玄関側	飲料	○
医学部	34	附属図書館医学部分館	屋外	閲覧室壁沿	飲料	

2. 事業実施期間

平成31年7月1日～平成34年3月31日

3. 自動販売機設置運営に係る条件

下記に掲げる事項は、全て必須条件である。

当該条件は、本学が最低限必要とする条件を示しており、企画競争選定委員会において当該条件を満たしていない、又は満たされない恐れがあると判定された場合には、企画提案選定対象から除外する。また、契約締結後においても、当該条件は遵守しなければならない。

(1) 設置・運営に関する条件

- ① 現在の設置場所及び台数は上記1. 及び図面のとおりとすること。
- ② 病院の患者を対象にしたマスク自動販売機を6台設置すること
- ③ 入院用品自動販売機(スリッパ、おむつ、三角巾、T字帯、マスク等)を1台設置すること。
- ④ 設置する自動販売機のデザイン、色彩等は、周囲との調和を図るものとし、事業計画作成に係る調整において、本学の了解を得たものとする。なお、小児または車いす利用者向けに、ユニバーサルデザインの機種を本学の指定する場所に設置すること。また、電子マネー対応の機種を本学の指定する場所に設置すること。
- ⑤ 省エネ法（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。
- ⑥ 事業者には借地権、賃借権、営業権等の私法上の権利は一切認めない。
- ⑦ 転倒防止、防犯等の安全対策をとること。
- ⑧ 設置、商品搬入及び空き缶等の回収の方法については、本学関係者の安全を考慮した方法を具体的に企画提案書にて示し、設置工事、搬入経路、時間帯等の詳細については、事前に本学と打ち合わせる。
- ⑨ 現在の設置台数より減らす場合は、種類及び展示品数が現状を下回らないこととし、事前に本学の許可を得ること。
- ⑩ 本学の指定する自動販売機設置個所には、必ず空き缶等回収箱を設置し、定期的に空き缶等を回収のうえ、分別・再利用等適切な処理を行うこと。なお、当該自動販売機にて購入されたものでないものが混入していた場合でも、同様に処理すること。
- ⑪ 空き缶等回収箱は、周囲の環境を損なう状態とならないよう、適切な頻度で回収を行うこと。本学及び利用者からの回収依頼等については、臨機に対応すること。
- ⑫ 附属病院内で補充にあたる者は、心身ともに健全であること。（特に手術室内にある自動販売機を補充する場合は、指定する日時に、マスク着用の上、清潔なスリッパに履き替えて補充にあたること）

(2) 取扱商品等に関する条件

- ① 販売商品については、アルコール飲料及びそれと誤解を招くもの（ノンアルコールビール等）は不可とする。

②販売商品は、基本的に応募者の企画提案によるものとするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこととし、清涼飲料水製造業者主要14社(※1)のうち、8社程度以上の取扱が可能であること。

※1. 主要14社は、アサヒ飲料、アサヒカルピス、伊藤園、大塚、キリン、キリントロピカーナ、コカコーラ、サントリー、ダイドー、ドトール、ポッカサッポロ、明治乳業、ヤクルト、UCC（五十音順）とする

③品揃えの見直しのため、利用者の要望を把握する手段を用意すること。

④季節、新商品の販売、利用者からの要望に応じ、随時品揃えを見直し、需要に対応する体制とすること。

⑤販売商品の品切れが起こらないよう、補充体制を整えること。

⑥安全性に対する取組、衛生管理のための取組を実施すること。

(3) 本学に支払う費用等に関する条件

①事業者は6ヶ月おきに月間売上額（税込）を報告すること。また、事業者が提案する一定の割合を月間売上額（税込）に乗じた額について、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てて本学に販売手数料として納付すること。なお、本学への納付方法は、契約締結時に協議する。

②自動販売機の設置場所の貸付料については、本学の発行する請求書により指定された銀行口座に支払期限までに年額を一括で支払うものとする。なお、貸付料は、本学の規程に基づき年度毎に算出し、一年に満たない場合は日割りにて算定する。

③光熱水費については、毎月メーター検針の報告に基づき、その実費分を本学が発行する請求書に記載された支払期限までに支払うものとする。なお、メーター設置にかかる費用については事業者の負担とする。

④本事業の開始による電気工事等及び契約満了による撤去等にあたって生じる一切の費用は、事業者の負担とする。

⑤販売商品、自動販売機に起因する事故等（衛生管理に起因するものを含む。）が発生した際の対応について、事前に体制を整えておくこと。なお、当該事故により本学及び利用者に損害を与えた場合は、速やかに誠意をもって対応し、その損害の賠償は、全て事業者の責任において行うものとする。

(4) 販売価格について

① 福利厚生、患者・大学サービス目的であるため、販売価格は市場価格以下であること。

(5) その他の条件

① 当該業務のために使用する本学の土地及び建物を他の目的に供し、又は、転貸、担保に供してはならない。

② 本学及び利用者からの苦情、釣り銭切れ、故障等に係る連絡先を設け、誠意をもってこれに速やかに対応すること。

③ 大規模災害等の非常時に本学が被災者等に対し無償で飲料を提供できるサービスを有すること。

④ 機械の維持管理を定期的に行い、故障等が生じないように配慮すること。万が一故障した場合は、速やかに修理を行うこと。

⑤ 現在の自動販売機設置者により設置された基礎や電気設備等を、当該自動販売機

設置者との交渉により転用することは差支えない。この場合における契約期間満了時の当該設備等の撤去費用等は、本公募事業者の負担とする。

- ⑥ 契約期間満了等による本事業終了時には、新事業者への引継ぎに協力すること。
- ⑦ 本条件、企画提案書及び契約書に定めのない事項については、両者にて誠意をもって協議し、対応すること。

4. 参考

職員数：1, 843人（平成30年 5月現在）

学生数：1, 217人（平成30年 5月現在）

患者数：外来患者：1, 179人、入院患者：516人(平成29年度 1日平均)

売上数：飲料：167, 685本 マスク：6, 612枚

（平成29年10月～平成30年9月）

国立大学法人琉球大学上原地区自動販売機設置運營業務契約書（案）

国立大学法人琉球大学 学長 西田 睦（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は自動販売機設置運營業務に関し、以下のとおり契約する。

（目的）

第1条 本契約は、学生、教職員等の福利厚生及び患者、来学者へのサービスの充実等を図るため、琉球大学上原地区内の指定する場所に、清涼飲料水、マスク、入院用品自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置・運営することを目的とする。

（設置）

第2条 自動販売機の設置場所及び台数は、別紙1のとおりとする。

（指定する用途）

第3条 乙は、前条の設置場所を自動販売機の設置・運営の用に供し、本学が公募要領で定めた条件及び乙が提出した企画提案書に基づき運営するものとする。

（期間）

第4条 本契約の期間は、平成31年7月1日から平成34年3月31日までとする。

（自動販売機設置場所貸付料）

第5条 乙は、自動販売機設置場所貸付料を甲に支払わなければならない。

2 自動販売機設置場所貸付料は、国立大学法人琉球大学土地・建物貸付料算定基準に基づき算出した額とし、乙は、甲の発する請求書に基づき、指定する期日までに甲の指定する口座に振り込むものとする。

3 乙は、指定期日までに自動販売機設置場所貸付料を支払わないときは、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として、甲に支払わなければならない。

（販売手数料）

第6条 乙は販売手数料として、売上金の〇〇%を甲に支払うものとする。（1円未満の端数は切捨て）

2 算定期間は毎年4月1日から9月30日までを上半期、10月1日から3月31日までを下半期とする。なお、第一回目の算定期間は平成31年7月1日から平成31年9月30日までとする、

3 乙は、半期毎に自動販売機の売上金及び数量を速やかに集計し、前項に基づき販売手数料を算定の上、甲に対し、販売手数料申請書の提出を行う。

4 甲は、前項の申請に基づき、請求書を乙に送付するものとする。

5 乙は、前項の請求書に基づき、指定期日までに甲の指定する口座に振り込むものとする。

6 乙は、指定期日までに販売手数料を支払わないときは、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として、甲に支払わなければならない。

（経費の負担）

第7条 乙は本契約に係る次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 光熱水費
- (2) 自動販売機の搬入、据付に係る費用（設置に伴う基礎工事含む。）
- (3) 設置に伴う電気工事費等の費用
- (4) 契約終了時の自動販売機撤去に伴う費用及び原状回復費用
- (5) 各自動販売機置場に設置する回収容器等の設置、修理及び更新等の費用
- (6) その他自動販売機設置・運営に関する費用

（売上金の帰属）

第8条 自動販売機による売上金は、乙に帰属するものとする。

（販売価格）

第9条 販売価格は、企画提案書に記載した価格で販売すること。また、販売価格を変更する場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

（災害時の提供）

第10条 甲は、災害時に災害時対応自動販売機内の商品が無償で緊急使用できるものとする。

なお、緊急使用については、乙の同意を得て行うことを原則とするが、通信が途絶える等で乙に連絡が取れないときは、事後に報告するものとする。

ただし、災害とは、西原町において震度5弱以上の地震又は同等以上の天災が発生し、琉球大学に災害対策本部が設置された場合をいう。

（災害時対応自動販売機の専用鍵の貸与等）

第11条 乙は、契約期間中、甲に対し災害時対応自動販売機の専用鍵（以下「専用鍵」という。）を貸与するものとする。

- 2 甲は専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を書面により乙に通知するものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理するものとする。
- 3 甲は専用鍵を毀損、紛失等した場合、直ちに乙に通知するとともに専用鍵及び錠の代金を負担するものとする。

（自動販売機の移動・撤去）

第12条 乙は、自動販売機の設置場所の新規設置、移動又は撤去について、甲から要望がある場合、甲乙間協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。

（禁止又は制限される行為）

第13条 乙は、第1条に規定する使用目的を変更してはならない。

- 2 乙は、本契約の全部又は、一部につき権利の譲渡、又は担保の用に供し、若しくは、自動販売機設置場所を第三者に使用させてはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なく、自動販売機設置場所について、修繕、模様替その他の行為を行ってはならない。
- 4 乙は、自動販売機設置場所の構造上もしくは管理上支障となる設備を設け、又は機器等を搬入してはならない。
- 5 乙は、乙又は乙が業務に従事させる者（以下「従業員」という。）が自動販売機設置場所の使用に関し、甲及びその他の第三者に迷惑又は損害を与えた場合は、自己の責任と負担により解決及び処理するものとする。

6 乙は、本契約の履行を第三者に委託する場合は、書面により甲の許可を得るものとする。

(物件保全義務等)

第14条 自動販売機設置場所は、本来の用途又は目的を妨げない限度において使用させるものであり、乙は善良なる管理者の注意義務をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とする。
(中途解約)

第15条 甲・乙いずれか一方が契約を解除しようとするときは、契約を解除する3ヶ月前までに文書をもって相手方に申し出るものとし、相手方が当該申出に同意した時には、契約を解除することができるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が販売手数料の支払いを3ヶ月以上怠ったとき。
- (2) 乙が自動販売機を第1条の目的以外の用に供したとき。
- (3) 乙が滞納処分、仮差し押さえ、仮処分、強制執行等を受け、又は破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、銀行取引停止等の処分を受けたときなど、著しく信用を失墜したとき。
- (4) 前各号に定めることのほか、本契約を継続することが著しく困難となる事情が発生したとき。

(原状回復)

第17条 甲又は乙が本契約を解除したとき又は契約期間が終了したときは、乙は自己の負担で、甲の指定する期日までに自動販売機設置場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が認めた場合においては、この限りでない。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担において、これを行うことができる。この場合、乙は何ら異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責に帰する事由により、自動販売機設置場所の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による自動販売機設置場所の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、乙の負担により原状回復した場合は、この限りではない。

2 乙又は乙の従業員の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその賠償額に相当する金額を損害補償として、甲又は第三者に支払うものとする。

3 前二項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害補償として甲に支払わなければならない。

(造作買取等請求権の請求禁止)

第19条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は、甲に対して移転料・立退料・損害賠償・造作買取・有益費請求その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(実地調査等)

第20条 甲は、本契約について、随時に実地調査を行い又は乙に所要の報告を求め、その結果に基づき、本契約に関し指示することができる。

2 甲は、第6条第3項の規定により乙から報告を受けた売上金について、その算出根拠となる書類の提出又は開示を求めることができる。その場合、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第21条 乙は、業務上知り得た本学の保有する個人情報の取扱いにあたり、別紙2「個人情報の取扱いに係る遵守事項」を遵守するものとする。

(細目)

第22条 本契約に定めた各条項以外の必要な細目については、国立大学法人琉球大学会計規則及び国立大学法人琉球大学会計実施規程を適用するものとする。

(信義誠実の原則)

第23条 本契約の履行について、甲及び乙は、信義に従い誠実に行わなければならない。

(紛争の解決)

第24条 本契約は日本国の法令に準拠するものとする。また、本契約に関する全ての訴えについては、那覇地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第25条 本契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長 西 田 睦

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○

所属	No.	設置棟等	階数	場 所	自販機 タイプ	災害 対応
病院	1	病院棟	4	手術部 4 階給湯室	飲料	
病院	2	病院棟	2	守衛室前	マスク	
病院	3	病院棟	2	守衛室前	マスク	
病院	4	病院棟	2	正面玄関ホール	マスク	
病院	5	病院棟	2	正面玄関ホール	マスク	
病院	6	病院棟	1	耳鼻咽喉科外来前	マスク	
病院	7	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	8	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	9	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	10	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	○
病院	11	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	12	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	○
病院	13	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	○
病院	14	病院棟	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	15	病院棟	2	守衛室前	飲料	○
病院	16	病院棟	2	守衛室前	飲料	
病院	17	病院棟	2	守衛室前	入院用品	
病院	18	病院棟	1	南側出入口(業者搬入口)	飲料	
病院	19	病院棟	1	理学療法室近くの廊下	飲料	○
病院	20	救急災害医療棟	1	災害医療棟入口	マスク	
病院	21	救急災害医療棟	屋外	建物外壁沿	飲料	
病院	22	おきなわクリニカルコミュニケーションセンター	3	自動販売機コーナー	飲料	
病院	23	おきなわクリニカルコミュニケーションセンター	屋外	建物外壁沿	飲料	
医学部	24	がじゅまる会館	1	がじゅまる会館入口	飲料	
医学部	25	医学部	屋外	野外パーゴラ	飲料	
医学部	26	医学部	屋外	野外パーゴラ	飲料	○
医学部	27	医学部	屋外	野外パーゴラ	飲料	
医学部	28	管理棟	1	管理棟正面玄関	飲料	
医学部	29	臨床研究棟	1	風除室	飲料	
医学部	30	臨床講義棟	1	階段室	飲料	
医学部	31	基礎講義実習棟	1	玄関ホール	飲料	
医学部	32	立体駐車場	屋外	建物外壁沿	飲料	○
医学部	33	体育館	屋外	玄関側	飲料	○
医学部	34	附属図書館医学部分館	屋外	閲覧室壁沿	飲料	

個人情報の取扱いに係る遵守事項

(目的)

第一 甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のため、必要な事項を定める。

(管理及び実施体制)

第二 乙は、甲から預託された個人情報を取扱う場合は、責任者及び業務従事者の管理実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項を定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止等、個人情報の適切な管理について必要な処置を講じること。

(秘密保持)

第三 乙は、個人情報について、これを第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、法令の定めに基づき権限ある官公庁等から開示の求めがあった場合には当該個人情報を開示することができるものとし、この場合において、その旨をすみやかに甲に対して文書で通知する。

(目的外利用の禁止)

第四 乙は、個人情報を本契約に記載した目的以外で使用してはならない。

(再委託等)

第五 乙は、本契約の遂行にあたり、一部または全部を第三者に再委託できないものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を受けた場合にはこの限りでない。

- 2 乙が、前項の規定により甲の承諾を得て業務を再委託する場合は、乙は当該再委託先に対して本契約と同等の義務を遵守させること。

なお、当該再委託先が本契約に違反した場合はその全責任を負う。

- 3 乙は、再委託の相手方が再々委託又はそれ以降の委託を行う場合も前2項と同様な措置をとる。

(個人情報の複製等)

第六 乙は、本契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料、媒体等を複写、複製、加工又はその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の書面による承諾を得た上で、業務遂行にあたって合理的かつ必要な範囲内でのみ、個人情報の複写、複製又は加工することができる。この場合において、乙は、複写、複製又は加工した情報の管理についても本契約に定める義務を負う。

- 3 乙は甲による個人情報の提供以外に偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 4 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。

- 5 乙が、前項の規定に従い甲の承諾を得て当該情報を第三者に開示する場合は、乙は当

該第三者に対して本契約と同等の義務を遵守させるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

第七 乙は個人情報の紛失、漏洩、破損、改竄等が発生した場合は直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の処置及び個人情報により識別されることとなる特定の個人への対応等について直ちに報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲が調査するとき又は当該漏洩に起因して甲に対し訴訟が提起されたときは、乙は甲に協力しなければならない。

(個人情報の消去及び返却)

第八 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲から提供された個人情報（複製、複製又は加工されたものを含む。）を甲の指示に従って、速やかに返還または処分しなければならない。

(損害賠償)

第九 乙は、本契約の遂行にあたり、乙自らの責めに帰すべき事由によって本契約に違反し甲に損害を発生させた場合は、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、乙は甲に損害の責めを負うものとする。

(契約解除)

第十 甲は乙が上記条項に違反した場合は、契約を解除することができる。乙は契約解除に伴う損害の責めを負うものとする。

(定期検査)

第十一 甲は乙の事業所等において、預託した個人情報の管理状況について、個人情報の秘匿性等その内容に応じて年1回以上の定期的検査を実施できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、個人情報の管理状況等について書面で報告しなければならない。

3 乙は、甲が個人情報の適正な取扱いの確認のため必要があると申し入れた場合には、個人情報の取扱い状況に関する立入検査の実施を承諾し、遅滞なく誠実に協力しなければならない。

国立大学法人琉球大学会計実施規程（一部抜粋）

〔平成16年4月1日〕
制 定

（競争に参加させることができない者）

第14条 会計規則第17条に規定する競争において、次の各号に掲げる者は参加させることができない。ただし、第1号に規定する者のうち、契約締結に必要な後見人または保佐人等の同意を得ている者は除く。

- (1) 未成年者，被保佐人，被補助人及び成年被後見人
- (2) 破産者で復権を得ない者